

平成 30 年 6 月 19 日現在

機関番号：33908

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12637

研究課題名(和文) エンハンスメントとしてのドーピング論の研究

研究課題名(英文) Doping as Enhancement

研究代表者

近藤 良享 (KONDO, YOSHITAKA)

中京大学・スポーツ科学部・教授

研究者番号：00153734

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：国際学会においてドーピングを禁止する既存の理由に正当性がないとの通説がある。特にリベラリズム、自己決定権を最大限に容認する社会においては成人に対するドーピング禁止は正当化されない。

ドーピングが「禁止薬物使用から遺伝子操作の時代へ」という質的転換がある中で、本研究は「エンハンスメントとしてドーピング論」を考察することを目的とした。エンハンスメント論には、「生の被贈与性」「スポーツの純粋性」「より良い人間」などの論点が見られた。この研究の視点は、スポーツ界のドーピング問題を越えて、現代社会に到来している生命倫理、生命科学の議論と連動し、私たちの未来社会のあるべき姿が問われる課題である。

研究成果の概要(英文)：In the field of international association related to sports philosophy and ethics, the common belief is that there is no validity or justification for existing reasons for prohibiting doping. Especially in a society that maximizes liberalism and self-determination rights, prohibition on doping against adults is not justified.

While qualitative change of doping practices and methods from prohibited drug use to the era of genetic manipulation has been recognized, this research is aimed to consider "doping as an enhancement". Enhancement argument includes "giftedness of life", "genuity of sport", "better human", "excessive body view", "harm reduction". The viewpoints of this research is a global task in which the society of our future is to be questioned in conjunction with the bioethics and life science debates that have come to our society beyond the doping problem of the sports world.

研究分野：スポーツ倫理学

キーワード：遺伝子ドーピング エンハンスメント コミュニタリアニズム リバタリアニズム 自己決定権

## 1. 研究開始当初の背景

(1)本研究代表者のこれまでの研究から、ドーピング問題は、今や、「禁止薬物使用から遺伝子操作の時代へ」という質的転換が予告される状態である。さらに、スポーツ界のドーピング問題は、生命倫理学の領域では、治療を超えた増強介入(エンハンスメント)論としても議論されている。それは単なるスポーツ領域の問題を超えて、人間そのものの改造や増強をどのように考えるべきかが問われる問題であった。

(2)確かに IOC (国際オリンピック委員会) や WADA (世界アンチ・ドーピング機構) は、ドーピング問題を解決するために、その予防策として、選手らを含めた関係者に対する「厳罰主義」で対応している。しかし、そこには遺伝子ドーピング問題の発生メカニズムとそれへのスポーツ界のあるべき方向性についての議論が十分ではないと指摘されていた。

(3)こうした中での治療を超えた「エンハンスメント論」の台頭は、既存のスポーツ界を劇的に変容させる問題であった。これまでの研究は、ドーピングの問題解決を罰則強化(厳罰主義)と教育・啓蒙による方法で図ってきた。しかし、この時代のドーピングは薬物(乱用、使用)であり、遺伝子治療を応用する方法といった手段ではない。最先端科学技術によって、遺伝子治療方法は、人間の身体・精神を増強するものとなる可能性がある。それ故に、価値判断の根拠にまで踏み込む本研究は、重要な意義が認められる。

## 2. 研究の目的

(1)スポーツ哲学やスポーツ倫理学に関連する国際学会レベルの議論では、スポーツ界のドーピング禁止理由が正当・妥当との判断は下されていない。特に、個人(成人)の自由、自己決定権を認める社会においては、健康(副作用)上の理由、公正の理由、社会への悪影響といった理由ではドーピングの禁止は論理的に正当化されないと指摘されている。

(2)そこで本研究では、「エンハンスメントとしてのドーピング論」として、ドーピング防止や防止教育の議論とは視点を変え、ドーピングの禁止について考察した。この視点は、研究代表者の20年来のドーピング問題への研究、「禁止薬物使用から遺伝子操作の時代へ」という質的転換を踏まえて、今後、どのようにドーピング問題を考えるべきかを問う研究であった。さらに、このアプローチは、スポーツ界のドーピング問題をを超えて、日常社会に到来している生命科学、生殖科学の議論とも連動している。

## 3. 研究の方法

エンハンスメントとしてのドーピング問題の研究は、一部の生命倫理学者を除いて、ほとんど行われていなかった。そのために、まず、国内外の関連文献の収集と分析が必要であった。国内に関しては、遺伝子工学をはじめとする生命科学、生命倫理関係の研究者と連携をとって検討を進めると共に、外国の文献収集と諸論を得るために、カナダ、アメリカ、イギリスの海外研究協力者らと共に、自国や近隣諸国の情報収集の拠点になってもらう。最初に研究ネットワークの確立と情報収集を行い、次にカナダ、米国、イギリスの状況を研究代表者と協議しつつ、幾つかの論点を整理した。最後に、「エンハンスメントとしてのドーピング論」の本質について、重要文献の精査、海外研究者らと意見交換を行い、以下のように、研究成果をまとめた。

## 4. 研究成果

(1)コミュニタリアニズム論者のマイケル・サンデルの著書『完全な人間を目指さなくてもよい理由』において、「エンハンスメントの倫理」、「サイボーグ選手」、「設計される子ども、設計する親」、「新旧の優生学」、「支配と贈与」などの論理構造が明らかにされた。マイケル・サンデルの主張が、人間の身体と精神を増強する先端科学技術を考える上で、「生の被贈与性」を原理としていることが判明した。

(2)脅威とされている遺伝子ドーピング問題について、シュナイダー、フリーマン著『Gene Doping in Sport』を分析した。「スポーツのドーピング問題」、「遺伝子治療の科学」、「初期の遺伝子移植実験」、「スポーツの遺伝子移植」、「医療試験の倫理と監視」を検討しながら、治療を超えたエンハンスメントとスポーツ界との関連性を明らかにした。彼女は、スポーツ哲学の視点からの「スポーツの純粋性」を分析原理としていた。

(3)『エンハンスメント論争』が、第1部：ベターヒューマン～人間増強の政治学、第2部：エンハンスメントと生命倫理の個別論文で構成され、前者は、人間性の改善、知能向上、延命(アンチエイジング)、脳の改善などの是非論が展開されていた。第2部では、エンハンスメント論の俯瞰、倫理学、文化論などからエンハンスメントが語られていた。本著の原理として、「より良い人間」がキーワードとして抽出された。

(4)生命環境倫理ドイツ情報センター編『エンハンスメント』は、バイオテクノロジーによる人間改造と倫理が扱われ、個別事例には「遺伝子技術」、「成長ホルモン剤」、「向精神薬」、「形成・美容外科」、「ドーピング」が考察されていた。ドーピングは、生活世界全体が医療化されていく中で、「経済的な成功や褒賞」という刺激に支えられて、身体を操作に適し

た客体として扱う、現代的な身体観を映し出している」と結んでいた。

(5)ウォディングトン・スミス著『スポーツと薬物の社会学』は、現代スポーツにおける薬物使用の問題、エリートレベルの使用、スポーツ医学問題、プロ自転車競技、プロサッカーにおける薬物使用が論じられ、最後に、WADA(世界アンチ・ドーピング機構)の施策を批判的に検討している。特にWADAの施策について、現状のドーピングコントロールが効果的でないことから、より効果が期待できる、「危害軽減(Harm Reduction)」による健康被害の軽減を行う方向性を提言している。仮にドーピングが禁止されない場合や検査対象とならないレベルの選手、またスポーツ界とは無縁の人々にとっては、自己決定によるバイオテクノロジーの受容の是非が問われる問題でもあった。

(6)スポーツ界のエンハンスメントは、最終的に、「スポーツ科学」は何を目的にして、選手を改善、増強すべきかが問われることになる。換言すると、怪我、病気(予防を含む)のケア、治療目的である医療行為を超えて、スポーツ医学は何をめざす領域なのだろうか。一般人の治療とスポーツ選手の治療との相違、なぜスポーツ選手は治療の名の下に結果としての増強も可能なかが問われる。スポーツ医学の目的論は、ほとんど議論の俎上にあがっていない中で、最先端科学技術の発展に伴い、ますます治療とエンハンスメントとの境界が拡大、増幅している。

2003年に遺伝子治療の応用を禁止したWADA規程は、治療レベルでの懸念と選手への人体実験場になることへの危惧があった。遺伝子治療の導入は、「滑りやすい坂道論」が示すように、スポーツ界への積極的導入も行われる可能性がある。それは、選手自身が遺伝子治療を希望し、スポーツ医学者もそれに興味を抱き、両者の欲望が一致すると、治療ではないエンハンスメントとしてのドーピングになる。選手とスポーツ医学者の倫理性を担保しないとスポーツ界は崩壊する。

(7)スポーツ界以外でのエンハンスメントは、人間の欲望をどこまで容認するかが問われる。バイオテクノロジーの発展に伴い、アンチエイジング、成長ホルモン、向精神薬、形成・美容外科、サプリメントなど、ますます広がりを見せている。人間の限界性を先端科学技術によって超える試みは、経済との連結により増加が予想される。人間にとっての幸福とは何かについて、不断にエンハンスメント論として考察し続けていくべきである。

(8)さらに、エンハンスメントの問題に拍車をかけたのは、2012年に開発された、遺伝子編集CRISPR-Cas9技術である。この技術は、これまでのドーピング問題史とは全く異次

元の展開を迎える恐れがある。生来の能力と遺伝子編集技術によって誕生した能力との識別ができない可能性がある。CRISPR-Cas9技術の開発者、ダウドナが技術使用の許容を関係者全てで議論すべきと提案しているが、スポーツ界も同様に受け止め、真摯な議論を進めなければならない。CRISPR-Cas9技術の利用次第では、スポーツ界が全く別世界になることもある。

よって、今後、生命倫理学、スポーツ倫理学の視座から、不断かつ十分に議論を展開する必要があると結論づけられる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

近藤良享、ロシアによる組織的ドーピングに対する連帯責任、中京大学体育研究所紀要、査読無、32巻、2017、pp.1-6、

〔学会発表〕(計2件)

YOSHITAKA KONDO、Joint responsibility for systematic Russian doping violations、2017台湾運動哲学学会学術検討会、2017年、台湾：台北

近藤良享、エンハンスメントとしてのドーピング問題、日本体育学会体育哲学専門領域夏期合宿研究会、2017年、神奈川県

〔図書〕(計1件)

近藤良享、ドーピング、ミネルヴァ書房、飯田他『よくわかるスポーツとジェンダー』、2018、pp.126-127

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

近藤 良享 (KONDO, YOSHITAKA)

中京大学・スポーツ科学部・教授

研究者番号：00153734

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )